

水郷ひた河川を美しくする条例について （概要）

1. 目的・理由

日田市は、美しい山々に囲まれたまちで、豊富な水に恵まれていることから「水郷ひた」と呼ばれています。

雄大な森林から生まれた水は、多くの河川を流れ、豊かな自然環境を作りだし、たくさんの文化及び歴史を育て、市民生活にうるおいと安らぎを与えてきました。

この自然環境は私たちの大切な財産であり、これらを次の世代に引き継いでいくことが必要です。

これまで日田市は、市、市民及び事業者並びに関係機関等が協力し、河川環境の改善に向けた様々な活動が行われてきました。これからも、「水郷ひた」と呼ばれる豊かな水環境のもと、市、市民及び事業者がそれぞれの責任や役割を認識するとともに、互いに協力しながら最善の努力を積み重ね、河川を美しくすることを決意し、この条例を制定するものです。

2. 内容

前文

第1章 総則

- 第1条 目的
- 第2条 定義
- 第3条 市の責務
- 第4条 市民の責務
- 第5条 事業者の責務
- 第6条 協力
- 第7条 関係機関との連携等

第2章 河川の汚濁防止

- 第8条 啓発活動及び環境教育
- 第9条 投棄の禁止
- 第10条 生活排水の浄化
- 第11条 事業用排水の水質の向上

- 第12条 洗剤の適正使用
- 第13条 肥料等の適正使用
- 第14条 親水環境の保全

第3章 水質等の検査

- 第15条 水質等の検査

第4章 雑則

- 第16条 指導及び助言
- 第17条 法令の遵守
- 第18条 委任

3. 施行日

令和3年4月1日